

## 液石法に係る事故報告等フロー図(平成19年1月1日～)

### 1 用語の定義

液石則・・・高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)

特定消費設備・・・液化石油ガス法第2条第5項に規定する消費設備(ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く)

### 2 事故報告等フロー図(赤字は新たに追加された条項等)

事故の種類	区分	販売事業者	地方振興事務所 又は仙台市消防局	消防課	関東東北産業保安 監督部東北支部
特定消費設備に係る事故 (液石則第93条の2に規定する事故)		・事故発生連絡 (事務所又は仙消局へ)	⇒ ・事故発生報告作成	⇒ ・受理, 報告	⇒ ・受理
		・事故発生連絡 (監督部へ)	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">                     監督部へ直接報告(液石則第93条の2)                      ※電話・ファクシミリ等                 </div>		⇒ 報告受理
		・事故届出書作成 (液石則第96条) 様式第57の2	⇒ ・受理 ・事故調査報告書作成	⇒ (写し添付) ⇒ ・受理 ⇒ ・事故報告書作成 (液石則第96条の2) 様式第58の2	⇒ (写し添付) ⇒ (写し添付) ⇒ ・受理
上記以外の事故		・事故発生連絡 (事務所又は仙消局へ)	⇒ ・事故発生報告作成	⇒ ・受理	⇒ ・受理
		・事故届出書作成 (液石則第96条) 様式第57	⇒ ・受理 ・事故調査報告書作成	⇒ (写し添付) ⇒ ・受理 ⇒ ・事故報告書作成 (液石則第96条の2) 様式第58	⇒ (写し添付) ⇒ (写し添付) ⇒ 受理

注) 特定消費設備に係る事故が発生した場合、販売事業者は事故発生場所を所管する地方振興事務所(仙台市域は仙台市消防局)へ連絡するとともに、液石則第93条の2の規定により、直ちに関東東北産業保安監督部保安課へ連絡する。

その後、事故届出書(様式第57の2)を作成し、地方振興事務所(仙台市域は仙台市消防局)へ提出する。

なお、特定消費設備に係る事故以外の事故の場合、監督部への報告は必要ない。